

令和3年5月10日

保護者各位

香川県立高瀬高等学校

### 学校感染症による出席停止の取扱いについて

学校保健安全法および学校保健安全法施行規則により、生徒が感染症にかかっている、あるいはかかっている疑いがある場合は、そのまん延を防止するため出席停止の措置がとられます。

お子様が、医師から下表の学校感染症と診断された場合、あるいはその疑いがある場合は、速やかに学校まで連絡をお願いいたします。学校感染症と診断された際には、登校再開時に、「学校感染症による欠席届」を保護者の方が記入の上、学級担任へ提出してください。

#### <学校感染症の種類と出席停止期間>

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスによるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	
	治癒するまで出席停止	
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3日はしか）	発しんが消失するまで
	水とう（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、※その他の感染症（感染性胃腸炎など）	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症とは、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り学校医の意見を聞き校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められています。

#### ※新型コロナウイルス感染症への対応について

学校保健安全法第19条の規定に基づき、以下の場合は出席停止の措置を取ります。

- ・感染が判明した場合
- ・感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ・発熱等の風邪症状がみられる場合
- ・(感染レベル2, 3の地域において)同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合

医療的ケアを必要としている生徒、基礎疾患等がある生徒は、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をします。